

令和2年度第1回京都市客引き行為等対策審議会 摘録

1 日時

令和2年11月5日（木） 午後2時～午後3時30分

2 場所

ザ ロイヤルパークホテル京都三条 地下1階「サラ・ルーチェ」
(京都市中京区三条通河原町東入ル中島町74)

3 出席者（5名出席）

大島委員、後藤委員、佐伯委員、神宮委員、辻委員

4 議事内容

（開会）

別府局長： 御出席賜りありがとうございます。コロナ禍の中での開催ということである。いろいろな活動が難しくなっているが、やはり市民の安心・安全にかかわること、地域のなかでの見守り活動など、大切なことは工夫しながらつづけていきたいという思いから、こういうかたちで審議会を開催させて頂く次第である。

新型コロナウィルス感染症の感染状況であるが、直近の一週間（10月25日～31日）で市内の新規感染者37人、その前の週とほぼ同じ数、経路不明の方についても17名でほぼ横ばいの状況である。報道でもあるとおり、気温や湿度が下がるともう一度大きな山が来るのではないかという心配の声もある。そうしたなかで、手洗い、マスクの着用、三密の回避等、広く市民や事業者の方々にも訴えている。こうした情報は、京都市のホームページで毎週の状況などとあわせて公開しているので、ぜひまたご参照頂きたい。

さて本日の客引き行為等対策審議会である。委員の皆さまからの御意見も頂いて、平成27（2015）年4月に条例を施行した。祇園・河原町、東洞院・錦小路周辺、京都駅北側周辺を禁止区域にさせて頂いている。京都タワービルなどのいわゆる民間敷地の一部についても禁止区域に指定をし、指導員によるきめ細かな指導に努めてきたところである。またこういった禁止区域の中では、地域の商店会の皆さまが自主的にパトロール活動なども定期的に行って頂いている。こうした地域の皆さまの熱心な御活動、京都府警察との連携も含めた関係行政機関の取り組み、この2つが相俟って状況はかなり改善してきているものと思っている。

一方で、非常に残念なことだが、依然として客引き行為が見受けられる地域もある。とくにこの数年は、飲食店等から集客業務の委託を受けた専門事業者による客引き行為が目立ってきていた。こういった行為は常習的に繰り返されるという傾向があり、課題が顕在化してきた状況である。そうしたことに対応するため、審議会でも御意見を頂き、これはパブリックコメントというかたちで市民の皆様のご意見も頂いたうえで、店舗名の公表等の対策の強化を図るための条例改正を、この4月から実施させて頂いた。本日はその新条例の施行状況などについても御報告させて頂ければと思う。

また冒頭少し新型コロナウィルス感染症の話をさせて頂いたが、たいへん多くの飲食店に経営、従業員の方の雇用等たいへんなご苦労を頂いている。こうした状況のなかにあっても一部の悪質な事業者による客引き行為が現に行われているという状況も見受けられているところである。改正条例のもとで取締をしっかりと強化して、市民・観光客の皆さまの安心・安全を守り、加えてそのことが、適正な

営業を行って頂いている店舗の皆さまをお支えすることにもつながると考えているので、今後もしっかりと取り組みを進めていきたいと思っている。

本日も委員の皆様方から活発かつ率直な御意見を頂き、今後の施策に活かしてまいりたいと思っている。よろしくお願ひ申し上げる。

事務局：(配布資料確認)
(委員紹介)
(定足数の確認)

(議事)

佐伯会長： それでは、議事進行について御協力いただくよう、よろしくお願ひしたい。本日の全体の流れであるが、次第にあるように、議題(1)「京都市の客引き行為等対策の取組状況について」、(2)「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部改正について（経過と現状）」の2点について事務局から説明をいただく。

(議題(1)「京都市の客引き行為等対策の取組状況について」)

佐伯会長： それでは、早速議題(1)「京都市の客引き行為等対策の取組状況について」事務局から説明をお願いしたい。

事務局：(資料2に基づき説明)

佐伯会長： ただいまの説明について何か御意見等あるか。

大島委員： 意見というか質問であるが、非常に活発に活動を展開されて心強い限り。実施したものに対する反応を伺いたい。例えば前回議論していたと思うが、大学生が多いというのは先輩後輩の関係で、どうしても断れないというような人間関係の問題があるなかで、学生さんの相談に応じるといったホットライン的なもの設置という話をしていた。学生さんからのアプローチがあったのか。客引きというのは、そもそも客引きされる人が不快な思いをしないようにというところがあったと思うが、客引きを受けた人から何かアクション、反応はあったのか、そういう反応を伺いたい。あと資料2-2の4の「被指導者（行った者）の学職別の割合」ということで、大学生が令和元年から比べて減って、店舗関係者が増えて、それはやはり一度覚えてしまったたくさんの収入を忘れられずに、もう一回戻ってくる例もあるという話もあったが、そういう人たちは、これまで指導を受けた者のリピーターなのかどうか、初めてなのか、あるいは繰り返し受けているのか、そのあたりの詳しい内訳を伺いたい。

事務局： 学生のアルバイトが多いということで、相談を受け付けるような窓口を設けてという話であるが、いわゆる「ブラックバイト」のひとつになるかということがある。学生対策としてブラックバイトの啓発も併せて行っている。小さな名刺くらいのサイズのものを配らせて頂いているところであるが、実際のところ、それを見て客引きのアルバイトをやめたいというような相談はなかなかない。実際に現場で客引きを行っている大学生と話をしていても、嫌々やっているというような状況ではなく、やはり自分の知り合いの大学生からの紹介を受けてやっているというのが殆ど。無理矢理やらされているというよりは、好きでやっているというのが正直なところである。2点目の客引きというのは通行人が客引きをされて不快に思うというところが実際あり、客引きが迷惑だという苦情は私どもの方に連絡がある。健全な営業をされている飲食店からも自分の店の前に客引きがいる、何とかして欲しい、という連絡は日常的にではないが、週に一回なりの頻度で連

絡というか苦情はある。最後に大学生の時に客引きをしていて、大学を卒業して就職をした、そのあとまた客引きに舞い戻ってきているという者のなかには、指導を受けた者というのはたくさんいる。公表までには至っていないなくても、指導が1回目なり2回目なり、舞い戻ってきたときには指導が3回目になるという状況はあるが、すべてがそういうわけではないので、指導を受けていない者もなかにある。

佐伯会長：先ほどの大島委員の指摘はかなり重要であると思う。資料2-2で令和2年度の大学生の客引き率が減少したという話だったが、これは今までの啓発活動の効果という一面もあるとは思うが、令和2年度については緊急事態宣言もあり、大学は完全に来られない状態、閉鎖状態になっていた。当然アルバイトも出来ない状況だったので、客引きのバイト自体をしていない学生が多くなったという側面があつたのではと思う。それと、卒業して、仕事をしてまた帰ってくるという話が出ていたが、客引きをすべて摘発できているわけではないので、指導を受けた学生さんは、やはり一度指導を受けたから、客引きをしてはいけないという意識を持つてもう帰って来ないという可能性も高いのではないか。やはり指導をするということの意味があると思う。それから、客引きを実際に受けた市民の意見、感想が時々寄せられているということであるが、パトロールをして摘発した客引き行為もあるが、摘発されていない客引き行為もあると思う。何年かに一回は、条例を作るときのようにアンケート調査をしてもらって、実際に市民はどういう感じているのか、客引きをされてすごく困っているのかどうかなど、そういう調査を定期的にやっていく必要があるのではないか。大学生の話になっているが、神宮委員は大学生だが、何か意見はあるか。

神宮委員：皆さんのおっしゃるように、コロナの状況で、アルバイトが無かったり、生活が困窮していて、客引きのアルバイトは時給が良いのでつられる学生がこれからもたくさん増えてくると思うので、今後もこのような大学生対策をして頂けたらいいと思う。

佐伯会長：大学への働きかけというのは、今年は新入生のガイダンス等は人を密にするのは避けているので、これが出来なくて、ネット配信になって情報を伝達していたが、今後やはり客引きのバイト料は高いので、コロナが収まるとまたバイトしたい、あるいは経済的に困窮していてバイトを求める学生さんも多いと思う。大学への啓発活動は引き続き行ってもらいたい。他に御意見はあるか。

後藤委員：今年になって店舗関係者の割合が高い。私は烏丸御池付近に住んでいるので、三条通を通る。烏丸通を少し東に入ったあたりでお昼になるとお弁当をたくさん売っているが、それは路上ではないのでいいと思うが、そのあと道路のところぎりぎりで店舗関係者が夕方になると声をかけている。日常生活圏なので、「この辺は客引きダメですよね。」と言うが、逆にその方が「いや、道路でやってませんから。道路ではないからいいんです。」と。それは難しいなと思う。確かに道路ではないが、道路の際なので、ほぼ道路と同じになる。けれど、客引き禁止には引っかかるないですよねと向こうが教えてくれるようなことになっている。どうしたらいいのかと思いつつ、そうですかと言つて通り過ぎるが、よっしちゅうやついる。たくさん飲食店の入っているところの店舗の方だと思うが。道路の際は難しいと思うがいかがか。

事務局：道路の際ぎりぎりというのは、やはり客引き行為等の定義、指導をどこですかというところであるが、今回資料（「客引き行為等の考え方」）を付けていると

おり、客引き行為には4種類ある。そこに「公共の場所において行われていること」とあるので、いわゆる道路等でなければ、指導をするのは難しいと思っている。条例第4条のなかに、「事業者は、客引き行為等を行い、又は行わせることがないよう努めなければならない。」と規定されているとおり、禁止区域以外についてもこれは謳っていることであるから、後藤委員のおっしゃるように、際で客引きをされて難しいということもあるが、やはり声をかけられて不快に思う方もあるので、こうした旨を説明していくくらいしかないかと思う。

後藤委員： 難しい。お店の方は道路でしていないけれども、通っている方は道路を通っていると思っているから。

佐伯会長： 法規制の限界だ。やはりどこかで区切るしかない。

大島委員： 民地の指定をすればいいわけなので、ビルのオーナーさん等が認めてくださつて、新たに追加指定ということは出来る。あじびるの敷地などを禁止区域に指定するように。

事務局： 民地については、カラーパンフレット裏の記載のように、あじびるの敷地内や河原町DECKビルの敷地内であったり、京都タワービルの敷地内も禁止区域に指定している。

事務局： 民地の指定についてであるが、いま指定しているのは、既存の禁止区域に隣接しているところである。先ほど後藤委員より指摘のあったところとなると、そこだけ、というのは難しいとは思っている。

神宮委員： 客引き行為等対策として様々な取り組みが行われていると思うが、さらに別の手段のひとつとして、松戸市が行っているような「客引きをしない宣言店」という制度、これは「客引きをしない」ことに優先度を与える制度で、例えば客引きをしないと申し出た店に対して、ステッカーを配布したり、ホームページに店舗名を掲載したりというものがある。条例違反者に対する取り締まりだけではなく、条例を遵守している店を宣伝してあげたりという優先度を与えるような手段もひとつとして展開出来たらいいのではないか。

佐伯会長： なるほど、条例をしっかりと守っているということを宣言していくという自治体があるということだ。議題(2)の「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部改正について（経過と現状）とも関係してくるので、あとで取り上げることにしたい。資料2について他にご質問あるか。

資料2-3を見ていて、地下鉄の掲示がある、一方で路面に貼るものもある。神宮委員いかがか、どちらが見やすいか。

神宮委員： 目につくのはやはり地下鉄のほうだ。

佐伯会長： 下はあまり見ない。だから、これ（地下鉄啓発）はとてもいい方法だ。地下鉄はだいたい2、3分は待つから、そこでこれがあると目に入る。高札を立てていくという話も出ていたが、それも非常に効果的で、やはりタイルというのを見ない。若い人はあまり下を見て歩いていない。これはたいへん効果的な啓発になるかと思う。

大島委員： これ（地下鉄啓発）はもう終わっているのか。

事務局： 終わっている。

大島委員： 広告費用がかかるということか。

事務局： そういうことになる。

佐伯会長： しかし、やはりこれはいい。他はよろしいだろうか。

(議題(2)：京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部改正について（経過と現状）)

佐伯会長： 議題(2)の京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部改正について宜しくお願ひする。

事務局：(資料3に基づき説明)

佐伯会長： ただいま、京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部改正について説明があつたが御質問等あるか。

大島委員： 店舗名の公表についてよりアクセスが安いものでの公表が課題であるといった話もあったと思うが、例えば、違法民泊について簡易宿所の許可を取得していないところは、京都市とAirbnb（エアビーアンドビー）が提携を結んで掲載しないという対策をしている。客引きについても、公表した店舗はぐるなび等のグルメサイトと提携して掲載しないといったような対策は考えているのか。

事務局： 公表した対象の店舗についてグルメサイトに掲載しないように依頼することも含めて検討しているが、グルメサイトとしては利益に直結するところであり、あまり積極的ではないのが現状である。

京都だけでなく大阪市、兵庫県にも同様の条例があり、三都市が合同でグルメサイトと協定を結べないかという話もしているが、なかなか進んでいない状況である。

引き続き、協定も含めグルメサイト等に働きかけていきたい。

大島委員： 公表されるよりも、グルメサイトに掲載されないという方が大きな打撃になると思うので引き続き頑張っていただきたい。

佐伯会長： 公表については、京都市情報館のサイト内のどこにアクセスすれば見られるのかが分かりにくい。色々と調べていかなければ見られないのではなく、すぐに見られるところに公表した店舗名があれば、市民が目にしてくれると思う。例えば観光のところに公表する等したら良いと思う。

先ほど神宮委員が提案した「客引きしない宣言店」ステッカーを配布したり、宣言店をホームページで公表したりすることも逆の発想から面白いと思う。他の自治体も色々と工夫していると思うので、それを参考にしながら検討していただきたい。

後藤委員： 2点ある。1点目は、いま消費者の方が一番多く検索するのは、Go To イートの対象店舗であるかないかといったものだと思うので、例えば、Go To イートと連動して、客引きを行っている店舗をGo To イートの対象から外すといったことをすれば、大きな打撃になる。そういった連携はいかがか。

2点目は、資料3の「(参考) 客引き行為者数について」、客引き行為者数であ

るが小数点以下があるのはなぜか。また、令和2年9月というのは、1か月調査したものか。表の見方を教えてほしい。

事務局： 1点目については、御指摘のとおり市民が見やすいところに情報を出していくことが重要であると考える。Go To イートだけでなく色々なところで市民の目につきやすいところで発信していきたいと考える。

2点目の表の見方については、各エリアいくつかのポイントにおいて、6時台～10時台までの間の客引き行為者数を調査しており、各時間帯あたりの平均値を算出しているので小数点以下が出ることになる。9月の調査結果というのは、連続する金・土曜日の2日間の調査結果である。

辻副会長： グルメサイトやGo To イートの話が出ており、グルメサイトには京都・大阪・兵庫と3地域で連携して働きかけるということであったが、ぐるなびやホットペッパー等のグルメサイトは国の事業であるGo To イートの一端を担っていることもあります。既にある種のインフラとなっており公益的な役割を担っている企業と言える。よって、公益的な役割として、条例違反者への対応の協力を依頼する余地はあると思う。これについては、京都・大阪・兵庫だけの問題ではなく、全国に同様の条例があるので、もはや国レベルで働きかける問題なのかと思う。

それと、グルメサイトについては、おそらく契約の内容の中に法令遵守という項目が入っており、法令違反した場合は削除しますよといった契約条項が間違いなく入っているだろうと思う。条例違反をしたということは契約違反をしたということになるので、グルメサイトが店舗名をサイトから削除することは容易に出ることだと思う。京都市の条例では、土地所有者への通知に関する条文は規定されているが、グルメサイトへの通知については規定されていない。よって、個別の通知はできないことになるが、「違反店舗名が公表されています。ぜひサイトをご覧ください。」といったような通知は条例を改正しなくとも可能であると考える。あとは、グルメサイト側が削除するかしないかの問題となる。これについても、京都・大阪・兵庫だけで弱いのであれば、可能であれば国レベルから働きかけてもらうことも考えるべきである。

佐伯会長： 違反者の公表は、難しい問題があると考える。違反者ではなくて、先程からもあるとおり、「客引きしない宣言店」という宣言を必ずグルメサイトに出してもらうといったことも逆に効果があるのではないか。誰かが見た時に「ここは客引きしない宣言店になってないよね。」とすぐに分かるし、店に客引きをしないということを守ってもらうことを条件に「客引きしない宣言店」のステッカーを配ったり、店のサイトに掲載したりすることも良いと思う。

(閉会)

事務局： 委員の皆様から貴重な御意見をいただき、お礼申し上げる。

本日の予定は以上である。閉会に当たり、京都市を代表して、文化市民局くらし安全推進部長の並川から一言お礼を申し上げる。

並川部長： 本日は、お忙しい中、本審議会にご参加いただき、お礼を申し上げる。また、貴重な御意見をたくさん賜り、感謝をしている。

本年4月より改正条例を施行して、店舗名を公表するというより厳しい取り締まりを行っていこうと取り組んでいるところである。しかし、説明にもあったとおり対象となっている店舗や客引き行為者が常連化しており、なかなか条例の実効性が高まっていかないというところを課題として認識している。

公表について、たくさん参考にさせていただけた内容があったので、今後検討

し、市民の安心・安全、また、観光で京都に来られる方々が快適に過ごしていただけるような街になるよう尽力してまいりたいと考えているので、引き続き、ご指導賜るようよろしくお願い申し上げる。